

## 個人情報を含む障害児通所給付費に係る書類の誤送付

### 概要説明

四條畷市 健康福祉部 障がい福祉課において、個人情報を含む書類の誤送付による個人情報の漏えい事案が発生いたしました。

本事案について、市民の方に多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、今後個人情報の厳正なる管理を徹底し、再発の防止に努め適正な事務執行に取り組んでまいります。

### 1. 事案概要及び経過

令和7年12月17日（水）に郵送した障害児通所給付費の支給決定通知等（以下、「郵送物」という。）において、対象者であるA氏の児童1人分の福祉サービス受給者証（以下、「受給者証」という。）をB氏に、B氏の児童1人分の受給者証をA氏に誤って送付してしまいました。その後、同月22日（月）に、A氏より、自宅に届いた郵送物の内容を確認したところ、B氏の受給者証が入っていたとの電話連絡があり、受給者証の誤送付が判明しました。

### 2. 主な要因

本事案の郵送物の確認手順が、他の郵送物と比較し少なかったこと、また一部の職員が郵送物の確認方法を十分に理解できていなかったこと、これらを主な要因として誤送付が生じました。

### 3. 対象者

2世帯（4人）

### 4. 対応状況

事案発生後同日、A氏に謝罪を行うとともにB氏児童の受給者証を回収しました。また、同日、B氏に謝罪を行うとともにA氏児童の受給者証を回収し、翌日、A氏及びB氏にそれぞれの受給者証を手渡しました。

### 5. 再発防止に向けた今後の対応

今後は、郵送物のチェックフローを見直すとともに、チェックリスト用いた一次チェックと二次チェックを徹底することで、誤送付を防止します。

|       |  |
|-------|--|
| 問い合わせ | 電話 072-877-2121(代)<br>障がい福祉課 担当:勝村・木邨(内線670・675) |
|-------|--|